

自転車デザイン保全登録補助事業

(1) 事業の目的

近年、自転車のデザイン、新素材等の進歩は著しく次々と新製品が紹介されてきている。自転車のデザインについては意匠法による保護制度が確立されているとはいえ、ライフサイクルが短いため他人による模倣、盗用があとを絶たないのが現状である。当会においては特許庁と協力して自転車のデザイン保全制度を実施し、学識経験者等による審査委員会において審査を行った上、意匠登録に先行する業界としてのデザイン保全登録を行っている。これにより自転車デザインの模倣、盗用を防止して独創的なデザインの保護に資することを目的とする。

(2) 事業の実施経過

①事業の内容

当会のデザイン保全規定による審査委員会を開催し、デザインの登録申請があった案件について審査基準に基づく公正な審査を行い、新規性があると認められたものについて保全などの登録を行うとともに、その内容をデザイン保全広報 No. 217～No. 219に掲載して周知を図った。

ア. デザイン保全制度審査専門委員会

第193回デザイン保全制度審査専門委員会	平成27年8月7日	於	自転車総合ビル
第194回デザイン保全制度審査専門委員会	平成28年1月15日		＃
第195回デザイン保全制度審査専門委員会	平成28年3月4日		＃

イ. 審査状況（上記審査委員会の累計）

	完成車	部品	合計
保全登録	1	5	6
類似保全登録	0	0	0
限定登録	1	3	4
合計	2	8	10

ウ. 登録状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

	完成車	部品	合計
保全登録	1	5	6
類似保全登録	0	0	0
限定登録	1	3	4
合計	2	8	10

エ. 登録申請件数（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

12件（完成車 2件、部品 10件）

(3) 予想される事業実施効果

②自転車デザイン保全登録

デザイン登録情報を速やかに提供することにより、業界は、新製品開発のための貴重なデータとして活用が期待できる。

(4) 本事業により作成した印刷物

デザイン保全広報（第220号～222号）